様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2024年　10月　16日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） いりょうほうじん　けいじんかい  一般事業主の氏名又は名称 医療法人　渓仁会  　（ふりがな）なりた　よしあき  （法人の場合）代表者の氏名 成田　吉明  住所　〒006-0811  北海道 札幌市手稲区 前田一条１２丁目１番４０号  法人番号　**4430005001450**  情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「渓仁会グループCSRレポート2023」 | | 公表日 | 2023年　　10月　　31日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ホームページに掲載している「渓仁会グループCSRレポート2023」P7・P8へ掲載  <https://www.keijinkai.com/public_html/wp-content/themes/business-lite/ebook/2023keijinCSR/HTML5/pc.html#/page/6> | | 記載内容抜粋 | ■企業経営の方向性  「2023年度を“DX元年”と位置づけDXへの本格的な取り組みを開始」  渓仁会グループでは、2021年度より経営基本方針の重点項目の一つに「DXの推進」を掲げ、保健、医療、介護、福祉のすべての事業において「デジタル化による変革」を実現するため、準備を進めてきました。2023年度を、渓仁会グループにおける「DX元年」と位置づけ、より具体的な行動をスタートさせます。  ■情報処理技術の活用の方向性  「渓仁会グループのDXビジョン」  データ（記録／情報）の利活用に対する職員の“意識改革”を推進し、患者満足度と職員満足度の高いサービスを実現する。  「目的」  利便性重視から利活用重視へと転換を図り、標準化されたデータ入力による、精度の高いデータ分析と業務効率化／生産性向上ができる運用体制の構築に取り組みます。  「目標」  ①渓仁会データベースの構築  ②スマートホスピタルの実現（病院全体のICT化）  ③部門システムの共通化  ④入力ルールの標準化 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 渓仁会グループ最高責任者と医療法人渓仁会理事長が併記されて発信していますので、「医療法人 渓仁会」が、DX戦略の推進を統括をしています。  理事長と４病院、1健診施設の院長と事務長が参加している。渓仁会院長会議にて承認を得た内容です。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「渓仁会グループCSRレポート2023」  「渓仁会グループのDX 推進について」 | | 公表日 | 2023年10月31日  2024年7月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 渓仁会グループホームページ  ホームページに掲載している  「渓仁会グループCSRレポート2023」P8・P9へ掲載  <https://www.keijinkai.com/public_html/wp-content/themes/business-lite/ebook/2023keijinCSR/HTML5/pc.html#/page/8>  ホームページに掲載している「渓仁会グループのDX 推進について」のページ  https://www.keijinkai.com/aboutus/dx | | 記載内容抜粋 | ■DXの将来像  保健、医療、介護、福祉のあらゆる情報が共有され、カードやIDさえあればどこでも適切なサービスを受けられるようになること。それが医療DXのゴールだと思っています。そのメリットを、職員、患者さんや利用者さん、地域の方々が享受できるようになる日をめざし、私たちは医療DXの実現に取り組んでいきます。  ■情報処理技術の活用の具体的な方策  「電子カルテDX」  ・医療情報DWHの構築:施設内に散在するデータを統合し、二次利用するための環境を構築する。  渓仁会グループPHRの構築:患者さん、利用者さんが主体となって自身の診療情報や健康情報を管理できるアプリを提供する。  「ワークフローDX」  施設横断的なワークフローシステムの構築：各種申請、承認、決済のペーパーレス化を実現する。  事務部門システムの共通化と統一運用：人事、給与、経理、購買などの部門システムのグループ内運用をめざす。  「業務改善DX」  施設業務の効率化：RPAやSaaSを活用し、各施設特有業務の効率化を図る。  スマートホスピタル化：患者さん、利用者さんの利便性に着目し、各施設の特性に応じたICTの導入を推進する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 理事長と４病院、1健診施設の院長と事務長が参加している。渓仁会院長会議にて承認を得た内容です。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「渓仁会グループCSRレポート2023」P9へ掲載  ・渓仁会グループのDX実現に向け「DX推進会議」が始動  <https://www.keijinkai.com/public_html/wp-content/themes/business-lite/ebook/2023keijinCSR/HTML5/pc.html#/page/8>  ・渓仁会グループホームページへ掲載渓仁会グループのDX 推進について」  <https://www.keijinkai.com/aboutus/dx> | | 記載内容抜粋 | 渓仁会グループのDX実現に向け「DX推進会議」が始動  グループ全体でDXの推進に取り組むことをめざし、2023年１月に「DX推進会議」を立ち上げました。  同会議は、最高DX責任者（＝CDXO）である成田吉明医療法人渓仁会理事長を筆頭に、医療法人渓仁会法人本部の職員と、各施設の情報システム部の担当者によって構成されています。  渓仁会グループのDX 推進について  「人材育成について」  2024年度の医療DX人材育成の一環として「2024年度　医療DX人材育成プログラム」全10回（2024年7月11日～11月21日）の研修を、渓仁会グループより3名が受講」 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | <https://www.keijinkai.com/public_html/wp-content/themes/business-lite/ebook/2023keijinCSR/HTML5/pc.html#/page/9>  「渓仁会グループCSRレポート2023」P9へ掲載  <https://www.keijinkai.com/aboutus/dx> | | 記載内容抜粋 | 渓仁会グループDX全体イメージ  「電子カルテDX」  医療情報DWHの構築  渓仁会グループPHRの構築  「ワークフローDX」  施設横断的なワークフローシステムの構築  事務部門システムの共通化と統一運用  「業務改善DX」  施設業務の効率化  スマートホスピタル化 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「渓仁会グループCSRレポート2023」  「渓仁会グループのDX 推進について」 | | 公表日 | 2023年10月31日  2024年7月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ・渓仁会グループホームページへ掲載「渓仁会グループのDX 推進について」  <https://www.keijinkai.com/aboutus/dx> | | 記載内容抜粋 | 患者・利用者情報の一元管理による指数  ・渓仁会グループの統合型情報基盤を導入することで、シームレスな転院や入院などを対応することで、外来患者数・入院患者数・利用者数の増減管理。  働き方改革に関する指標  ・RPAツールを活用して業務改善を進めて一人当たりの残業時間、時間当たり労働生産性の管理 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023年　10月　31日 | | 発信方法 | <https://www.keijinkai.com/public_html/wp-content/themes/business-lite/ebook/2023keijinCSR/HTML5/pc.html#/page/48> | | 発信内容 | 「渓仁会グループCSRレポート2023」P48へ掲載  渓仁会グループCSRレポート2023のP48後段に「グループの成長や進化を促す取り組みを推進」を内外へ周知。  関係機関へ冊子の発送と組織内全職員へ配布。  理事長より配信  近年、医療や福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。押し寄せる変革の波を乗り越えるために、当グループは新たな取り組みや事業を進めています。本レポートでも取り上げている医療DXや在宅支援サービスは、今後の当グループの成長に欠かすことのできない重要な取り組みであると考えています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 情報処理推進機構が提供する「DX推進指標　自己診断結果入力サイト」による自己分析を行い、課題を把握しています。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 渓仁会グループにて、情報セキュリティポリシーを定め、遵守しています。セキュリティ対策については、セキュリティソフトの導入や各ベンダーとの保守契約を締結し、問題が発生した際に対応を行っております。  ２０２３年度財務監査  依頼先：有限責任あずさ監査法人  情報システム概要、ＩＴ組織・方針、サイバーセキュリティ対策について監査を受けた。  期中監査：２０２４年２・３月　済  期末監査：２０２４年５・６月　済 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。